

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟(JPSF)パラ水泳公認競技役員制度について

この度、パラ水泳公認競技役員制度を新設しました。

当連盟が主催する大会や地域指定大会で審判業務をするにはパラ水泳公認審判員の資格が必要となります。これらの競技役員資格がないと参加できないわけではありませんが、障がい者水泳競技の特性を理解して参加していただきたく思いますので、できるだけ取得していただけることを希望します。

●パラ水泳公認競技役員ならびに審判員資格の概要

種 別	要 件 (すべての条件を満たすこと)
パラ水泳公認競技役員研修生 (コース J、コース L)	・ 4月1日現在 18 歳以上 ・ JPSF 障がい者水泳・パラ水泳競技入門の視聴完了した者、または WPS*オンライン研修イントロダクションを受講した者
パラ水泳公認競技役員初級	・ 4月1日現在 18 歳以上 ・ JPSF 公認競技役員養成講習会受講した者 (J1)、または WPS *オンライン研修 L1 を受講した者 (L1)
パラ水泳公認審判員中級	・ 4月1日現在 22 歳以上 ・ 日本水泳連盟競技役員資格 ・ 障がい泳法実務評価を受けて認められた者 (J2)、または WPS 審判員 L2 研修を受講し認められた者 (L2)
パラ水泳公認審判員上級	・ 中級審判員で経験を積み、実務評価を受けて認められた者 ・ 当連盟の技術支援会員であること
JPSF 公認競技役員教育指導者	・ WPS 審判員 L3 研修を受講し認められた者、または同等の能力を有している者。 ・ 当連盟の技術支援会員であること

*WPS : World Para Swimming 世界パラ水泳連盟

☺ 一般大会で当連盟会員の記録を公認する際には審判員中級 (L2) 保持者が一定数必要です。

●競技役員登録料 : 4年間 2000 円 (2019年10月現在)

参考 : WPS の審判講習については <https://www.paralympic.org/swimming/education> の「Our pathway」
https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/171116113003863_2018_World%2BPara%2BSwimming%2BTechnical%2BOfficials%2BPathway_FINAL_0.pdf を参照

●お問合せ : 日本身体障がい者水泳連盟 Web お問合せページから